



工業・製造・輸送（IMT）セクターのためのチェックリスト

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、産業・製造・輸送（IMT）セクターの企業が直面する課題が広がりを見せている。モビリティ、物流、航空から、コングロマリット、化学・合成樹脂、アグリビジネス、建設・工事にいたるまで、この分野の多くの会社が、重要なビジネス上および法律上の問題に直面している。ここでは、IMTセクターの会社が急速に変化する状況を乗り切るため、新たに発生しつつあるリスクと考えられるソリューションのチェックリストを紹介する。



サプライチェーンのチェックポイント



1	国内外の人と物の移動制限による、複数国にまたがるサプライチェーンへの影響を検討済みか？（輸送の遅延と物資の不足が見込まれ、ウイルス収束後も影響は続く）	
2	COVID-19の影響は日々変化している。サプライチェーンの弱点を見極めるために、最新情報をもとにサプライチェーンのリスク評価を継続的にしているか？	
3	製造拠点やサプライヤーの新設・変更に際し、奴隷労働・児童労働、関税・輸出入規制、腐敗防止・贈収賄防止法などの問題、取引先の評判や信用など、リスクを洗い出したか？	
4	サプライチェーン寸断による事業活動への影響について、リスクを洗い出したか？	
5	サプライチェーンの中核が寸断された場合にとりうる選択肢を評価したか？	
6	契約上の義務が履行できない場合、履行するための代替策を検討したか？	
7	悪影響の緩和策の有無を検討したか？	
8	新たな契約を締結する場合、今回のパンデミック流行のような事象を包括的にカバーする規定があるか、契約の準拠法における結論を確認したか？	
9	不可抗力条項を発動できるか検討したか？（後述）	
10	新たな政府方針または規制の発表をチェックしたか？	



雇用・労務のチェックポイント



1	仕事の量と水準を維持しつつ、同時に就業場所の安全が確保できているか？	
2	新型コロナウイルスに感染した従業員、隔離された従業員への賃金支払は、統一的かつ整合性のある基準に基づいて行われているか？公的援助、時短、自宅待機を検討したか？	
3	リスクを最小化するため、以下の対象者につき、健康と安全を確保したか？ 1) 従業員（特に障害者、要介護者のいる従業員）	



	2) 仕入先、顧客、取引先 3) 移動禁止や海外で隔離措置を受けた従業員	
4	政府の健康に関する注意情報、移動制限情報、健康のための制限事項を把握しているか？	
5	従業員との間で継続的なコミュニケーションを維持しているか？	
6	在宅ワークをできるところで実施しているか？	



契約責任のチェックポイント



1	各契約につき適用される可能性のある法律や不可抗力条項を精査したか？法律の適用を受けるための時間的な制限があるか？必要な手続は何か？	
2	不可抗力事由は例示列举か、限定列举か？パンデミックとそれに対する政府の措置は不可抗力事由にあたるか？相手方からの不可抗力の主張は有効か？	
3	こちらから不可抗力を主張する場合、影響を緩和する手段を取る必要があるか？主張するために必要なステップは何か？（相手方との応酬を想像してみるとよい）	
4	不可抗力を主張した場合に起こりうる次の事態は何か？（契約解除など）	
5	Frustration（後発的履行不能）や doctrine of changed circumstances（事情変更理論）など、不可抗力以外の主張はできないか？	
6	相手方が不可抗力条項の適用を争う場合、契約の履行を強制してくる可能性がある。契約中に国際仲裁条項はあるか？	
7	不可抗力の主張ができない場合でも、レピュテーション・リスクや長期の取引関係を維持するために、悪影響を受けた当事者のため契約の変更柔軟にに応じてくれる場合がある。納期の延期の要請などを検討したか？	
8	不可抗力条項をこちらから主張する場合、あるいはその主張を受けた場合、保険契約に影響はないか検討したか？	
9	納入先である顧客に対して不可抗力を主張できたとしても、顧客はその納入先に対して不可抗力が主張できない場合がある。サプライチェーンを構成するサプライヤー間の取引条件はそれぞれ異なり、不可抗力条項の有無、準拠法により結果が異なる、不	



	可抗力の主張に時間的制限や手続が必要な場合など、条件は種々である。	
10	新規契約を結ぶ場合、不可抗力条項と準拠法による特別法の適用を検討したか？	



コンプライアンスのチェックポイント



1	官公庁の業務（通関など）が人員不足で滞ったために、手続関係の処理が不適切になっていないか？	
2	新たな仕入れ先の持つリスク要因を確認したか？リスク要因の確認に十分時間をかけたか？	
3	投資家の期待に応えるために、損失、利益に関して不適切な会計処理が行われている可能性はないか？	
4	仕入先に対して、次のような点を監視し、検討することにより、仕入れ先の基準や管理を順守しているか？ 1) 仕入先の企業行動規範や法律の遵守状況 2) 仕入先を変更する必要がある場合、過去に採用を検討したことのある信頼のある仕入先を優先的に選定する。新規仕入先の場合、仕入れ先選別の一環として、十分な反贈賄・腐敗防止規定を有しているか、取引制限企業に該当しないかを精査する。	
5	以下の点に関して、従業員や委託先と定期的なコミュニケーションをとっているか？ 1) 感染拡大に伴う具体的なコンプライアンス対応とその実行方法 2) 財務危機や経済不安の状況でも企業倫理やコンプライアンスを継続する姿勢 3) 厳格な会計管理と正確な記帳の維持の重要性 4) 従業員や委託先が利用できる不正行為の通報窓口の存在	
6	企業活動のチェックを継続し、潜在的な違反を迅速に特定して対処するための監視を継続しているか？	



税務のチェックポイント



1	キャッシュフローや納税が困難な場合、政府の税務上の支援策を検討したか？例えば、減税による景気刺激策、納税猶予、申告義務の緩和など。	
2	新規ビジネス、事業の変化、新規製品の製造開始（たとえば医療機器など）が、会社の税務に与える影響を検討したか？	
3	サプライチェーンの寸断やそれに基づく損失につき、税務上、移転価格税制上の下記の点を検討したか？ 1) 損失を正確に分類し、損失が通算できなくなったり計上できないことのないようにする。 2) 他国のグループ内企業で現実には発生した損失に関連した税額控除を認識する。 3) ベンチマークの調整、損失の分担、例外的コストの取扱い、グループ内援助の見直しなど、移転価格ポリシーが景気後退の影響をどのように受けるか、全般的に見直す。 4) 現状に合致させるため行う移転価格調整の結果、発生しうる関税を検討する。 5) 現在取得している移転価格の事前確認が、現状の経済状況を勘案しても妥当するか、あるいは、再交渉の必要があったり、失効する可能性があるのではないか検討する。	
4	雇用や労務の問題に関し、下記の税務上の影響を検討したか？ 1) 重要なビジネス機能を果たしている従業員・役員が他の国に長期間配置されることにより、恒久的施設を有すると認定されるリスク。 2) レイオフ、一時解雇、その他の雇用の変化	



独占禁止法と競争法のチェックポイント



1	原材料、部品、その他の調達における価格設定に関し、他社との情報交換や協調をしていないか？	
2	取引条件の変更（キャンセルポリシーや予約変更方法の変更・撤回、リベート制度の変更、販促や値引き等）について他社との情報交換や協調をしていないか？	
3	雇用条件の変更（給与支払停止、強制的な無給休職期間など）に関して他社との情報	



	交換や協調をしていないか？	
4	需要が低迷した製品の生産能力削減や価格維持について他社との情報交換や協調をしていないか？	
5	需要が供給を上回る製品の供給制限や値上げについて他社との情報交換や協調をしていないか？	
6	保険会社の約款や案件処理について他社との情報交換や協調をしていないか？	
7	共同研究開発プロジェクトにおいて、現在の危機に対処するために過度に協調的な行為をしたり、情報交換をしていないか？	
8	企業結合審査において、当局の人員の制約による審査の遅れや停止を考慮しているか？	



航空業のチェックポイント



1	航空業を対象とする政府の救済策を確認したか？（世界では国有化、米国の CARES 法による航空会社への 460 億ドル融資などの動き）	
2	収入減と財務圧迫による影響を検討したか？（倒産事例が公表されており、今後も類似事案が続く見通し）	
3	新規雇用の凍結と人員削減を検討したか？	
4	空港の発着枠維持と使用要件の問題を検討したか？（航空会社への運航義務の免除の動きがあり、今後も拡大が見込まれる。）	
5	欠航、減便による乗客への補償を検討したか？（EU 規則 261 など）	
6	航空機メーカーの受注減、納入減と部品メーカーへの影響を検討したか？	
7	乗客減による減便で、航空運輸を含むサプライチェーン・物流への影響はどうか検討したか？	



日本におけるお問い合わせ先：



穂高 弥生子
製造業グループ
03 6271 9461
yaeko.hodaka
@bakermckenzie.com



井上 朗
製造業グループ
03 6271 9463
akira.inoue
@bakermckenzie.com



佐藤 哲朗
製造業グループ
03 6271 9740
tetsuro.sato
@bakermckenzie.com

www.bakermckenzie.com

©2020 ベーカー&マッケンジー。無断転載を禁じます。ベーカー&マッケンジー インターナショナルは、世界中にメンバーファームを有するグローバルな法律事務所です。「パートナー」とは、プロフェッショナルサービスを提供する組織で使用されている一般的な用語に従い、そのような法律事務所のパートナーまたはそれと同等の者を意味し、同様に、「オフィス」とは、そのような法律事務所の事務所を意味します。これは法域によっては、通知が必要な「弁護士広告」に該当する場合があります。事前の結果は同様の結果を保証するものではありません。